

# 【施設使用料の支払期限が変わります】

新型コロナウイルスの感染拡大防止の影響により、施設使用料の支払いを利用日までとしておりましたが、令和4年10月1日予約分から以前の**支払期限に戻ります**。

- ・10月1日以降に予約した方は、**予約日から2週間以内**の支払いとなります。
- ・予約日から利用日まで2週間ない方は**利用日の前日**までとなります。
- ・施設使用料の支払いは、**休館日を除く午前9時から午後5時15分まで**となります。

## 支払い例

利用日	予約日	支払期限
10月20日	9月30日 (9月30日までの予約日)	利用日の当日となる <b>10月20日まで</b> 支払いが可能です。
	10月1日 (10月1日からの予約日)	予約日の翌日から2週間となる <b>10月15日まで</b> の支払いとなります。

## ! ご注意

※予約日から利用日まで2週間ない場合は**利用日の前日の午後5時15分**が期限です。

※スマホやパソコンから予約の場合、**画面に支払期限**が記載されています。

必ず確認してください。

※支払期限までに支払いがなければ、**予約取消**となります。

※支払期限が休館日と重なる場合は、**支払期限の前日まで**に支払ってください。



戸田市立心身障害者福祉センター